令和元年１０月大木町農業委員会
総会議事録

1. **開催日時**　　令和元年 10 月 10 日（木）　午前９時 30 分から

2. **開催場所**　　大木町役場　３階　第１会議室

3. **総会構成員現在総数**　18 名

4. **出席委員**　　（15 名）
　　１番　北島　みゆき
　　３番　山縣　吉子
　　５番　廣松　政則
　　７番　松本　久吉
　　８番　松永　靜義
　　９番　野口　大空
　　１０番　黒田　安利
　　１１番　山口　伸一
　　１２番　久良木　勝昌
　　１３番　牟田　清人
　　１４番　田中　良房
　　１６番　松枝　由朗
　　１７番　真辺　恵子
　　１８番　松永　一完
　　１９番　眞崎　萬次（会長）

5. **欠席委員**　（３名）
　　２番　井手　正宏
　　６番　山城　都行
　　１５番　川村　公人

6. **農業委員会事務局職員**
　事務局長　　廣松　栄治
　係　　長　　荒巻　信二
　書　　記　　北原　俊佑

7. **議事内容**
　1．議事
　　１）農地法第 18 条第６項の規定による通知について
　　２）農地法第３条の許可申請について
　　３）農地法第４条第１項の許可申請について
　　４）あっせん譲受希望申込みについて
　　５）大木町農用地利用集積計画の決定について

8．会議の概要

議　長	皆さん、こんにちは。ちょうど稲刈りの真っ最中という中での委員会ではございますが有難うございます。 本年度の稲の出来具合が９月の長雨とか害虫の大発生、台風 17 号の襲来と悪条件が重なりましたけれども、大きな被害もなく今の所収穫が進んでおるという状況であります。 まず、今日の届出でございますが２番委員の井手正宏委員、６番の山城都行委員については欠席の届出が出ておりますので宜しくお願いいたします。 それでは大木町農業委員会会議規則第６条の規定により委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会が成立したことを報告いたします。 ではただいまより、10 月の農業委員会総会を開催いたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願いします。 本日の議事録署名人を（３番委員）山縣委員（５番委員）廣松委員にお願いいたします。 それでは、議案第１号「農地法第 18 条第６項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。通知ではございますが何か質疑がありましたらお願いします。
松枝委員	３ページの関係で、これは期間借地ですか？
事務局	期間借地となっております。表作を○○○さんで、裏の麦を○○○○がしておりました。
議　長	いいですか？他にありませんか？意見もないようですので質疑を終わります。議案第１号の通知を終わります。 次に、議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。 整理番号１番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　） 農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えております。
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。地元委員の山口委員の意見をお願いします。

山口委員　我々の法人で借り受けている場所でございます。〇〇〇〇さんのとこが子供さんも居られなくて、奥さんも亡くなられて将来が不安という事で、名義の変更だけで農地としてはこのまま継続でその他影響はないと思います。
宜しくご審議お願いします。

議　長　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。

山口委員　こういう事例は今から増えてくると思いますが、法人の理事であれば農地の売買の時にどれくらい持っておけば良いとかは関係ないですか？
ただ、法人で営農をやっていれば農地の売買は素直に出来るのですか？

事務局　中間管理機構でする時は、同じ組合員さん同士であれば所有権移転は出来ます。

山口委員　ここは一人は組合員ではないでしょ？今から増えると思うので自作地がなければ一回戻す形にしないといけないですか？

事務局　一回そうしないといけないです。

山口委員　ここは一反半ばかりあったので良いということですね。

事務局　一反半あって買い足して四反ちょっと超えるので、大丈夫でした。

議　長　他に意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に、議案第３号「農地法第４条第１項の許可申請について」を議題とします。整理番号１番を議題といたします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の廣松委員の意見をお願いします。

廣松委員	10月８日に山縣委員と現地調査に行って参りました。 ちょうど現地調査に行った時に本人さん、この申請人の〇〇さんが見えられて、事務局から説明がありましたように転用後の活用方等について詳しく話をしていただきました。状況等についても、今説明がありましたように農地状況も全く問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議　長	つづいて、地元委員の山縣委員の意見をお願いします。
山縣委員	私も10月８日に事務局と廣松さんと一緒に行きました。 その時、〇〇さんから駐車場のことでこんな風に拡大しますからと言われましたので、後ろの畑の所を駐車場として設けたいと言われました。今の現状は、道路超えて向こう側に駐車場をちょっと借りてありました。今後、駐車場の拡大の為に何台か入れますので、畑の方を崩して駐車場にしたいそうです。宜しくお願いします。
議　長	現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。 質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。
各委員	（　意見なし　）
議　長	意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	（　全員挙手　）
議　長	全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。 川村委員の方から欠席届が出ておりますので、遅くなりましたがご報告いたします。 次に、議案第４号「あっせん譲受希望申込みについて」を議題とします。 事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。あっせん譲受希望者は、あっせん譲受等候補者名簿に登録しなければならないので、この申込みが出ております。皆さんのご意見をお願いします。
各委員	（　意見なし　）
議　長	意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。議案第４号を承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	（　全員挙手　）

議　長	全員賛成と認め、議案第４号を承認することに決定いたします。 次に、議案第５号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。
松永一完委員	15ページの○○○○さんの分ですが蛭池の○○-○、○、○、とありますが３ページに○○さんの分で○○○㎡になっておりますが、若干面積が違うことの説明をお願いします。
事務局	３ページの解約の方につきましては今、松永委員が言われましたように一番大きい分しか載ってないのですが実際ここの○○-○に○と○ということで面積を見ていただくとお分かりかと思いますが、○○と○○と小さいのが付いてる状況で実際は一枚ものになっているのですが、利用権設定としては一番大きい分しか利用権設定が入ってなかったという事で、解約が出てない状況でございます。
議　長	他に質問はありませんか？意見もないようですので、質疑を終わります。 採決いたします。議案第５号を承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	（　全員挙手　）
議　長	全員賛成と認め、議案第５号を承認することに決定いたします。 以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。 有難うございました。